

○沖縄市教育委員会生涯学習マイクロバス使用要綱

(令和元年 5 月 29 日教育部長決裁)

改正令和 4 年 2 月 16 日決裁 令和 4 年 4 月 1 日決裁

令和 5 年 3 月 31 日決裁 令和 6 年 3 月 14 日決裁

令和 6 年 4 月 23 日決裁 令和 8 年 4 月 1 日決裁

令和 8 年 9 月 1 日決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、生涯学習振興に資することを目的とした活動に貸し出しを行う沖縄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する生涯学習マイクロバス(以下「バス」という。)の適正な使用について必要な事項を定める。

(使用団体)

第 2 条 バスは別表に定める団体が使用することができる。

(使用の申請)

第 3 条 バスを使用しようとする団体代表者(以下「使用者」という。)は、マイクロバス使用申請書兼誓約書(様式第 1 号)にマイクロバス運行計画表(様式第 2 号)及び運転する者(以下「運転者」という。)全員の次のいずれかの写しを添付し、教育長に申請しなければならない。

- (1) 都道府県の公安委員会が交付した運転免許証(両面)
 - (2) マイナポータル又はマイナ免許証を読み取ることができる端末による表示内容を本市職員が確認し、同内容を証する書類又は写真データ等
- 2 前項の申請は、別表の申請期間に行わなければならない。ただし、教育長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- 3 申請の受付は、使用者ごとに原則同一年度内で 3 回までとする。ただし、教育長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- 4 申請することができる使用日数は、連続して 3 日間までとする。ただし、教育長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第 4 条 教育長は、前条の申請を審査して適正と認める場合、使用を許可する。

(使用の不許可)

第 5 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認める場合は、使用を許可しないことができる。

- (1) バスの運転免許を有しない者
- (2) 過去 1 年以内に第 9 条の厳守事項を守らない行為があった使用者又は運転者
- (3) 過去 1 年以内に第 10 条の取消に該当する行為があった使用者又は運転者

- (4) 過去 1 年以内に交通事故を複数回起こした運転者
- (5) 過去 1 年以内に正当な理由なくマイクロバス運行計画表と著しく異なる運行を行った使用者又は運転者
- (6) 1 年以内に不正により使用の許可を受けた使用者又は虚偽の報告をした使用者

(使用時間)

第 6 条 バスの使用時間は、9 時から 17 時までとする。ただし、教育長が適当と認める場合は、その限りでない。

(使用の報告)

第 7 条 バスの使用を終えたときは、マイクロバス運行日誌(様式第 3 号)及びマイクロバス運行点検表(様式第 4 号)に所定の事項を記入し、教育長へ提出しなければならない。

(事故等の報告)

第 8 条 使用者は、交通事故、車両の故障等が発生した場合は、法令に定める処置を迅速適切に行い、速やかに教育長に報告し、指示を受けなければならない。

2 使用者は、事故の内容について速やかに事故報告書(様式第 5 号)により、教育長に報告しなければならない。必要に応じて自動車安全運転センターで発行される「交通事故証明書」を添付することとする。

(厳守事項)

第 9 条 バスの使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 使用者は、運転者の監督を行い、安全運行に努めなければならない。
- (2) 使用者及び運転者はバスの運行にあたっては、常に関係法令を遵守し、安全な運行を図り事故防止に努めること。
- (3) 乗車定員及び積載重量を超えてはならない。
- (4) 許可を受けた目的以外にバスを使用してはならない。
- (5) バスを使用する権利を譲渡し若しくは転貸してはならない。
- (6) バスは、燃料を満タンにし、車内及び車外を清掃の上、教育長が指定する場所に格納し返却すること。
- (7) バスの運転は、マイクロバス使用申請書に記名した者以外が行ってはならない。
- (8) 前各号のほか、教育長が指示すること。

(使用の取消)

第 10 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合、ただちに使用を取消することができる。

- (1) 第 5 条のいずれかに該当することが判明した場合。

- (2) 前条各号が厳守されない場合。
 - (3) 使用する目的、計画、申請者、運転者が申請内容と異なる場合。
 - (4) 使用期間中に法令違反があった場合。
 - (5) その他不適切な行為があった場合。
 - (6) 緊急の修理等でバスの使用ができなくなった場合。
 - (7) 災害等により運行上支障がある場合。
 - (8) 教育委員会が災害その他緊急の用務のためにバスを使用する場合。
- 2 前項の取消を受けた者は、バスを教育長が指定する場所に駐車しなければならない。
- 3 前2項により生ずる費用及び損害等は、使用者が負担するものとする。
- (原状回復)

第11条 使用者はバスの使用終了後は原状に復さなければならない。

- 2 使用中の毀損による原状回復は使用者が負担する。ただし、教育長がやむを得ないと認める場合は、使用者の負担の一部又は全部を減免することができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、交通事故等を起こした場合において、市が加入している自動車保険で補填されない部分については、使用者の責任において、被害者及び市に対し損害を賠償しなければならない。

- 2 使用者は、交通事故以外でバスを損傷し、又は滅失した場合は、使用者の責任において現状に回復し、又は市に対し損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和4年2月16日決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月14日決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 23 日決裁)

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 4 月 1 日決裁)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 9 月 1 日決裁)

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

	団体	申請期間
(1)	市内の社会教育関係団体で次に掲げる団体 沖縄市自治公民館長連絡協議会 沖縄市 PTA 連合会 沖縄市青年団協議会 沖縄市女性連合会 沖縄市子ども会育成連絡協議会 沖縄市青少年育成市民会議 沖縄市老人クラブ連合会 市内自治公民館 市内幼小中学校 PTA 市内子ども会 市内老人クラブ 市内青年会 市内婦人会 市内女性会 市内育成会 市内ボーイスカウト 市内ガールスカウト 沖縄市スポーツ協会 沖縄市スポーツ少年団本部	使用日の属する月の 3 カ月前の月初日から使用日の 2 週間前まで
(2)	教育委員会が所管する教育機関	
(3)	教育長が妥当と認める団体	使用日の属する月の 1 カ月前の月初日から使用日の 2 週間前まで